

令和5年度第2回滋賀県食の安全・安心審議会 開催概要

1 日時

令和5年10月31日(火)14時から16時まで

2 場所

大津合同庁舎 7-A会議室

3 出席委員

市村委員、工藤委員、佐々木委員、高橋委員、田村委員、廣瀬委員、深尾委員、
福渡委員(会長)、三好委員、八木委員、脇委員、渡辺委員

4 欠席委員

澤田委員、辻本委員、疋田委員

5 事務局

大岡健康医療福祉部長、長宗生活衛生課長、並河食の安全推進室長、東野室長補佐、
吉田主幹、小林主査、戸谷主査、森本主査

【関係各課】

県民活動生活課(吉岡主任主事)、健康寿命推進課(清水副主幹)、
薬務課(竹内主任技師)、みらいの農業振興課(大橋主事)、
畜産課(古川主任技師)、水産課(草野主任技師)、保健体育課(中山指導主事)

6 内容

《開会》

- 1 生活衛生課長あいさつ
- 2 議題
 - (1) (第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)について
 - (2) その他(意見交換等)
- 3 (第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)についての答申
- 4 健康医療福祉部長あいさつ

《閉会》

7 議事

会長が議長となり議事に入りました。

(議長)

ではさっそく会議を進めて参ります。まず、本日の議題となっております「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※ 資料2「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)の概要」および資料3「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)」(資料 19 ページまで)により説明

(議長)

ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたら、どなたからでも結構ですのでお願いします。

(委員)

前回の審議会での意見である消費者の方への自宅での食品の保管に関する啓発も入れていただいております。今の説明の中で、施策5「安全・安心な畜水産物の生産」の農場 HACCP の取組推進を「HACCP に沿った衛生管理の徹底」の重点取組に入っていますが、食品衛生における HACCP の考え方と農場 HACCP の考え方は趣旨が違うのではないのでしょうか。農場 HACCP の取組農家への指導で対象が2戸というのはどうなのかという思いがあります。どちらかというとなら施策3「農業生産工程管理(GAP)の取組推進」にある GAP の取組のほうが HACCP の趣旨に合っているのではないのでしょうか。

(事務局)

農場 HACCP については、いただきましたように食品における HACCP とは中身が違う部分があると認識しています。その中で、HACCP の考え方に関連する取組を広く推進していくということで、畜産物の生産現場での安全性管理の取組では農場 HACCP が該当してくることから、施策5の農場 HACCP の取組を HACCP の重点取組に入れさせていただきます。畜産での GAP の取組については計画には記載していませんでした。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。農場 HACCP の取組推進ということで、HACCP 取得農場2戸への継続的な支援と、その後指導者を育成して HACCP を推進するという記載をしていますが、滋賀県内では畜産GAPの認証を受けている農場もございまして、計画には記載はしていませんけれども、畜産 GAP の取組についても推進していく予定となっております。

(委員)

ありがとうございます。そのような事例があるのでしたら、この計画の中の HACCP の重点取組には、農場 HACCP を入れるより、畜産 GAP の取組を前面にされたほうがよいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

資料 12 ページの GAP の関係で、問題点にも書かれていますが、非常にコストがかかり、経済的・労力的な負担が大きいということです。東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の関係で国際水準 GAP という展開になっていますが、実際は東京オリンピック・パラリンピックではそのレベルの話ではなかったということです。実際にここまでの GAP を求めるのかという思いがあります。例えば、レベル8くらいで十分なのに、レベル 15 くらいを求めるようなことになると、必要以上のコストと労力がかかります。計画に書くのはいいのですが、県が認証取得のコストを出してくれるわけではないので、取得経費や維持の補助が必要ではないか、また、GAP にもいろいろ種類があるので、どのあたりで納得するか考えていかなければならないというのが一つです。もう一つが資料 18 ページにある食品等の試験検査の実施状況で、例えば輸入小麦では、農場で栽培するときに農薬を使用して、さらに船積みするときに同じ農薬が使用されますが、この場合は食品添加物となりますが、残留農薬かどちらで調べられているのでしょうか。GAP についてはそのようになりたいということと、輸入品の検査は緩いところがありますので、しっかり調べていただきたい。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。施策3の GAP について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」では、選手村などで GAP 認証を取得した農産物が提供されるということで、GAP が推進されてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で当初の予定よりも農産物の必要量が減り、出荷を見越して GAP 認証を取得された農業者についても実際には使用されなかったということがあります。2025 年に開催される「大阪・関西万博」については、開催期間が約半年間と長く、万博会場内に飲食店等も設けられる予定であることから、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」よりも多くの食材が必要になるだろうと国からも聞いております。そのため、県としても引き続き「大阪・開催万博」やその開催後を見据えた上での GAP 推進の方向性について記載しているところです。

もう1点の質問の認証取得の支援については、国の交付金等を活用しながら進めていきたいと考えております。

(事務局)

食品の試験検査についていただいたご質問につきまして、施策9の取組にありますように不安感の高い食品として輸入食品の検査を行っています。実際には輸入品である野菜や果実をスーパーなどで買い取って検査をしまして、お話のありました小麦については、食品としてそのまま販売されているものではなく、県では検査を行っていないという状況です。輸入食品については厚生労働省の検疫所で検査されており、県ではスーパーなど

で販売されている輸入野菜や果物の検査を行っております。ご参考で、資料 13 ページの施策4の参考資料にあります県産農産物の検査の結果の中で、1検体あたりの検査項目数というのが農薬の種類数にあたります。適正に検査ができる農薬の数ということで、このくらいの数の農薬の検査を行っています。このように基本的には残留農薬としての検査を行っていますが、果物に使用される防かび剤のように食品添加物に該当するものもあり、いずれも基準違反がないか検査を行っています。

(委員)

答えになっていないと思いますが、国際水準 GAP が必要かということはまた検討いただきたい。取得経費についても例えば何十万もかかって大変なのに、なぜそこまで国際水準 GAP を求めるのか。難しいと思いますので回答は不要です。また、以前に近江八幡市の学校給食のパンを調べたら原料の小麦をアメリカやカナダから輸入しており、グリホサートがそれぞれ 100%、98%検出されたということがあります。県産小麦でしたら安心だと思いますが、そういう実態があったわけですので、輸入品の検査というのは本当にしっかりやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

輸入食品の検査について、検査ができる農薬の種類も拡充していかなければいけないところですので、検査実施機関と連携し、引き続き実施してまいります。

(委員)

危機管理の項目について、危機管理とは予防的措置をした上でそれでも何か起こってしまったときの対応策になります。今、製品がどこにあるかを確認して被害の状況を抑えるという危機管理にはトレーサビリティの取組も重要になるかと思いますが、今回はこの施策の中に入らなくてもよいのでしょうか。また、今回お聞きしていて、重点取組である情報発信の強化は、やはり柱Ⅱの安心感のほうに入る項目ではないのでしょうか。この検査をしていますという情報発信をしたからといって、安全性が向上するわけではなく、安心感に関わる内容ではと思います。柱Ⅱの内容についても、条例で決まっているということで、疑問があるものの、施策ごとに対応する項目ということでしかたないのかと思いますが、本来であれば仕分けをすべきところではないかと思いました。

(事務局)

一点目のトレーサビリティについて、施策8「HACCP に沿った衛生管理の定着促進」の中で、食品営業施設において HACCP に沿った衛生管理を実施される中で、原材料の管理や、製造の各工程において必要な記録を行ってその記録を保管するという取組も含まれています。このことから、食品営業施設におけるトレーサビリティの取組となると、施策8の HACCP の取組を推進する中で一定含まれてくるものと考えています。また、法整備されている米や牛肉のトレーサビリティについては、県でも事業者への必要な指導を行っていますので、施策7の監視指導の取組の中で、トレーサビリティに係る関係法令に基づいて実施されているかというのも見えていくことになると考えています。二点目の情報発信に

ついて、ご意見をいただきましたように食品の検査結果の発信は安心につながっていくものと考えますが、例えば検査をする取組とその結果を情報発信する取組とを合わせて、検査をする取組が関係する施策に書いているという構成になっています。情報発信の取組だけを切り分けた場合は、ご意見をいただいたように安心の取組に入ってくるものと考えます。

(委員)

中身で一体的な取組ということで承知しました。確かに食中毒予防の啓発などは安全の向上に関わる場所だと思います。一点目については、施策7でトレーサビリティについても対応されるということで了解しました。HACCP で必要な記録とトレーサビリティで必要な記録はまた違うと思いますので、また今後かもしれません、トレーサビリティの取組も検討いただけたらと思います。

(委員)

HACCP の関係で、私は食品衛生指導員として各店舗に推進に回らせてもらっている中で、令和6年度から重点的に計画をしてもらっているわけですが、現時点ではまだそういう雰囲気ではありませんので、年に2回程度、衛生管理計画が作成できるような指導を行ってもらえるとありがたいと思います。また、GAP の関係で質問ですが、GAP と「みどりのチェックシート」とは異なるのでしょうか。

(事務局)

GAP と「みどりのチェックシート」の違いについて、まず両者の関係性からご説明しますと、国の環境保全型農業直接支払交付金の要件であった「国際水準 GAP の実施」という要素が「みどりのチェックシート」に置き換わったというものでございます。「みどりのチェックシート」は、GAP の取組のうち、例えば農薬に関する項目など、特に重点的に取り組むべきと定められた項目がチェックシート形式で記載されているものであり、この「みどりのチェックシート」に取り組むことが GAP の実施にもつながります。

(委員)

そうすると GAP は GAP で認証を取らなければならないということでしょうか。リモートで講習を受けて修了証をもらい、「みどりのチェックシート」で交付金の関係資料を提出したのですが、GAP はこれとは全く違うものになるということですか。

(事務局)

そのとおりです。GAP 認証は民間事業者が行っているものでして、日本では JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.の3つが主流です。いずれの GAP 認証も審査費用を支払って審査を受け、認証を取得するという流れになります。

(委員)

農業法人でここまで GAP の認証を受けないといけないのかと思いましたが、認証を受

けなくても「みどりのチェックシート」だけでよいということでしょうか。

(事務局)

まず、GAP には「GAP をする」と「GAP 認証を取得する」という2つの考え方があります。「GAP をする」とは、農産物を生産する際の工程を見直し、農業者自らが改善等を実施することであり、これはどの農業者でも行うべきこととなります。一方で、「GAP 認証を取得する」とは、GAP に関する取組を第三者機関の審査により認証してもらうことで、農産物の生産工程をきちんと管理していることを取引先に証明する際などに使用されます。GAP 認証は、取引先からの要望に対応するために取得している事例が多いため、特に要望がない場合は「GAP をする」ということで、国際水準 GAP の各分野の取組を行っていただければと思います。

※【事務局補足】「みどりのチェックシート」は、GAP の取組のうち、特に重点的に取り組むべきと定められた項目が設定されたものですので、まずは「みどりのチェックシート」をきっかけとして「GAP をする」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(事務局)

HACCP に沿った衛生管理を重点取組として推進していくことについて、法律が完全施行されたのが令和3年6月になりますが、令和2、3年度の講習会では、新型コロナウイルス感染症への対応もあった中で計画どおりできていない部分もありました。そのようなことを踏まえて、次期計画では、保健所で地域の事業者の方の声も聴きながら、講習会やそのほかの形も含めて HACCP の定着促進を積極的に推進していきますので、よろしく願います。

(議長)

最後にも全体を通してご意見、ご質問を伺いますので、他にないようでしたら、引き続き事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※ 資料3「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)」(資料 20 ページから 23 ページまで)により説明

(議長)

ただいまの施策 11 から 14 までの説明につきまして、御質問や御意見等をお願いします。

(委員)

資料 20 ページの施策 11 について、施策の方向にデジタル技術を活用した食育活動というものがあるのですが、これに関して具体的にどういったことを考えられているか教えてください。

(事務局)

県では食育推進計画にこの部分についても書かせていただいておりますが、具体的にはオンラインを活用した生産現場の紹介や子どもたちに向けた給食センターの調理場の動画の配信による学習といった、現場に行かなくても、あるいは行けなくても臨場感が伝えられるというところでオンラインを活用していきたいと考えています。また、いつでも気軽に活用できる食育のアプリがいろいろ出ていますので、食品関連情報の紹介や情報発信といったことも今のところ考えています。

(委員)

まず、施策 11 の食育の推進について、問題点として、子どもや若者の朝食の欠食割合、肥満者および若い女性のやせの割合や食育に関心を持つ県民の割合の改善が見られないことから、食育推進活動者の育成が必要ということだったのですが、食育推進活動者とはどのような人を指しているのかということ、食育推進活動者への研修ではどのような効果を期待されているのか教えてください。また、施策 12 の環境こだわり農業の推進について、新品種の「きらみずき」の作付面積の拡大を目標とされていますが、これは今まで推進されてきた「みずかがみ」の作付面積とは別に「きらみずき」を拡大させていくのか、「みずかがみ」を「きらみずき」に置き換えていきたいということなのか、教えてください。

(事務局)

食育に関する問題について、問題点としていくつか書かせていただいていることがございまして、食育推進活動者の育成が必要だと考えています。食育推進活動者は、学校の栄養教諭の方や、保育所や認定こども園におられる保育士の方も含まれます。学校では栄養教諭の方が中心になりますが、一般的な教員の方々と、食育に精通しておられる先生もいらっしゃいますので、その方々も全てということになります。また、そのような専門職ではないのですが、食品関連事業者である生産者や地域におられる健康推進員の方々を含めて、食育推進活動者と呼びしています。研修会ではそのような方々に向けて、食を取り巻く社会環境が変化し、その変化に伴って国の食育活動の方向性も変わってきますので、そういったところをお伝えする、あるいは、積極的に食育を推進する活動をされている団体の事例を学んでいただくことによって、先に掲げている朝食や生活時間、適正体重の維持といった問題点の解決につながるような食育の活動を関係者の皆様と一緒に取り組めることを期待して実施しています。

(事務局)

施策 12 の水稻新品種「きらみずき」の作付面積の拡大の目標に関するご質問について、「きらみずき」の推進を図っていくことはもちろんですが、「みずかがみ」と置き換えるという意図ではございません。まず、収穫時期につきまして、「みずかがみ」は8月下旬頃から収穫されるのに対して、「きらみずき」それよりも遅い9月中旬頃から収穫されます。ですので、農業者の皆様には両品種ともに栽培していただくことで、より多くの面積で環境こだわり農業に取り組んでいただければと考えております。

(委員)

食育の推進について意見なのですが、子どもや若者に向けての施策は、小学校や中学校の義務教育の間ではかなり行われていると思いますが、高校生や大学生、20代の若者に対する食育は実施されていないように思いますので、その層に向けても情報発信や食育に関する取組がされるとよいと思います。

(事務局)

食育について、義務教育の年齢より大きな方に向けてということで、関係課と連携して取組を充実させていきたいと思います。特に大学生の方に向けては意見交換会や啓発も積極的に行っていく必要があると考えています。

(委員)

環境こだわり米の「きらみずき」について、農薬はほとんど使わずに除草剤くらいで作付けをするわけですが、うちの圃場では雑草がすごく生えるので、そういうところでは無理であったり、病気が出ている圃場では農薬が使えないので、作付けができません。推進をしてこれだけの目標を掲げていますが、農業者にとってはすごくリスクが高いと思われます。どうと思われますか。

(委員)

農薬に関して、除草剤は使ってよいと聞いています。殺虫剤は使わないということです。
※【事務局補足】水稲新品種「きらみずき」は、「オーガニック栽培」や「化学肥料(窒素成分)や殺虫・殺菌剤を使用しない栽培」での作付けを推進しています。

(委員)

ということは、そこそこ作付けはできそうなのでしょうか。買い取り価格はどのくらいでしょうか。

(委員)

2kgで1,600円などそのあたりだったのでは。値段は期待できると思います。
※【事務局補足】水稲新品種「きらみずき」は、量販店の店頭において、5kg 約 2,571円(税込)で販売されています。ただし、販売時期や入荷量等により、販売価格は変動する場合があります。

(委員)

我々は食育の関係では手洗い教室を行っているわけですが、今年も予定通り、私の地域では2か所で実施しています。紙芝居を中心にしまして、おもしろおかしく、最後には病気をやっつけるぞという内容で終わるのですが、子どもたちにとってはその一度の経験を記憶に残していただいて、より一層の手洗いに励んでいただきたいと思います。そのような保育所や幼稚園で、先生方も手洗いの大切さというのはよくご存知なので、園児の子どもたちはちゃんと手洗いをしてくれます。紫外線で手洗いの効果を見ると結構洗い残しがあ

ったりして、何度も手洗いをして大変なのですが、そこまでできればいいよということで下敷きを渡すなどして喜んでもらっており、良いことをしていると感じていますので、今年も頑張っけてやっけていきます。特に大津のほうでは熱心にやっけてもらっており、大津以外でももう少し頑張っけてやっけていきたいと思っけています。

(委員)

滋賀県では食糧自給率はカロリーベースだと約 50%ということで全国平均よりは高いのかもしれないが、地産地消の推進の中で、食糧自給率を上げるということについて方向性が向かっていかない理由は为什么呢。また、自給率を維持するために後継者という問題が出てきますので、そのことについても記載されていないというのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

食料自給率については、この計画の中では具体的な取組としては記載していません。もともと食の安全・安心推進条例で地産地消を規定したときには、遠いところで作られている食品よりかは近いところで作られている食品のほうがたくさん情報を手に入れることができ、安心感を育むことにつながるという考え方がありました。食料自給率については全国的な課題と認識していますが、この計画の中では取り扱っていないという状況です。

(委員)

地産地消について、近いところで生産されている、または情報があれば安全性が確保できるのではないと思っけています。地産地消がこの計画に入るとしたら、地産地消の安全性確保の取組が必要にならないのでしょうか。例えばふなずしの講習会は作り方を間違えると大変なことになるものではないと思っけていますが、そういう安全の取組が必要にならないかと思っけていました。もう一つは、施策 11 の食育の推進について、食育推進計画が別にあると思っけていますが、その中から安全に関する部分をこの計画にも載せているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

一点目の地産地消について、ご意見をいただいたように遠いところにある食品が安全でないとか、あるいは、農薬を使わない取組を推進することを介して、農薬そのものが安全でないという伝わり方をしてしまっけてはいけなっけてと考えています。施策 14 で基本的な情報発信の取組について記載してあり、農薬や食品添加物は必要があっけて安全性を確保する制度のもとで使用されているということとは伝えられるように、情報発信を行っけてまいります。二点目について、食育推進計画で食育に関する分野横断的な取組が記載されてあり、その中で、この計画では食の安全に関わるものを挙げています。最初の子ども手洗い教室の取組は健康被害を起こさないように衛生知識を身に付けるためのもので、安全に関する内容になりますし、2つ目、3つ目の取組は安心に関する内容も含まれますが、食の安全に係る啓発や情報提供を考っけて、この計画に入れているものになります。

(委員)

施策としての整合性という意味でお尋ねしたいのですが、先ほど委員から地産地消であれば安全というわけではないというお話がありまして、GAP の話も出ましたが、身近なところで生産した食品だから安心感が醸成できるのではないかとということであれば、県独自の GAP の認証システムを構築されるという話にはならないのでしょうか。そこで国際水準 GAP に合わせていく必要性はどこにあるのか教えてください。

(事務局)

県独自の GAP については、平成 23 年に作成された「滋賀県版 GAP」というものがありますが、作成当時と現在では県内の状況や国の方針が変わっています。例えば、現在国で推進している「国際水準 GAP」とは、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」および「農場経営管理」の 5 分野すべてを満たしたものを呼ぶのですが、この「国際水準 GAP」の推進についても令和4年に決定しました。そのため、現在は、5分野を満たしていない以前の GAP から「国際水準 GAP」への引き上げを行う過渡期であり、各都道府県が独自に所有している GAP についても、「国際水準 GAP」への引き上げが完了しているか国が確認を行った中で認められたもののみを存続させることになっています。そのため、ご提案いただいたような県独自の GAP を作るとなると、現状のものを更新して国に認められるレベルまで引き上げる必要があることから、「滋賀県版 GAP」も廃止の方向で検討しているところです。こうした中で、国において、どの都道府県でも活用できる「国際水準 GAP ガイドライン」というものが示されています。本県においては、「滋賀県版 GAP」に代わるものとして、国が策定したガイドラインを活用し、国際水準 GAP の取組を進めていきたいと考えております。

(委員)

都道府県レベルで GAP の仕組みを整えていくことについて、認証を受けるために費用がかかるというのがあると思いますが、認証にかかる経費については軽減できるような方向になるのではという気がします。いかがでしょうか。

(事務局)

民間の GAP 認証では、JGAP では約 10 万円、GLOBALG.A.P. ではより高額な費用がかかります。県独自の GAP を持っていれば、そういった経費は要しないと思いますが、認証にあたって、基準をクリアしているかチェックする人が必要になってきます。GAP 認証にはとても膨大な数の項目があり、民間事業者ではそれを一つひとつチェックして GAP 認証を付与されているところです。それと同じレベルを他自治体で行っているところもありますが、本県ではなかなか難しいのではないかと考えています。認証の経費はかからなくても、逆に人件費がかかってくることも考えられます。このようなことから、県独自の GAP 認証は作らない方向で考えています。

(委員)

SNS 等を活用した情報発信について、施策1に「県公式 Instagram、LINE 等 SNS に

よる食の安全に関する情報発信」とありますが、この SNS というのは Instagram や LINE で媒体が異なります。媒体が異なれば利用層も異なり、どのような情報をどの媒体で発信するかを考える必要がありますが、今のところ、LINE と Instagram では、どのように使い分けて情報を発信しようと考えているか教えてください。

(事務局)

情報発信のところで Instagram と LINE を挙げていますが、県の公式のアカウントではこれらに加えて Facebook、X(旧 Twitter)もありますので、これらの活用を考えています。Instagram については、画像や写真で興味を惹いて見てもらうということが重要になってきます。食品の試験検査結果のような内容でハードルが高いところがありますが、工夫して目につきやすいものを発信していきたいと考えています。LINE でも、長い文章はなかなか読んでもらえませんが、興味を惹ける簡潔な文章を考えていきたいと思っています。勉強不足などところがあり、よく利用されている若い世代の方のご意見もいただきながら、より良い形での情報発信を実施していきたいと思っていますので、よろしく願います。

(議長)

時間も限られていますので、施策 11 から 14 に限らず、全体に関するご質問等ありましたらお願いします。

(委員)

資料では国際水準 GAP 認証取得件数が 34 件あり、今後取得を推進していくということですが、この 34 件は農家がいくつある中の何パーセントにあたり、それは農産物の出荷の金額に対して何パーセントなのか。どのくらいの取組を推進して増やしていきたいのか。国際水準 GAP はかなり負担がかかりますということですが、そのかなりとはいくらなのか。GAP を推進すると計画に書くのは自由ですが、そのくらい数字の裏付けがないといけない。国際水準 GAP の5分野というのは、これまでみんなきちっとやってきたことで、それをあえて国際水準と言う必要にはないように思います。

(委員)

食育の推進という中で、いろんな値上がりがあり、子どもたちへのしわ寄せになっていると思います。朝食の欠食児童に限らず、食に困っている子どもたちがいるのではないのでしょうか。いろんなボランティアの方が取り組まれています。滋賀県ではどうなのでしょう。

(事務局)

現在作成中の食育推進計画につきましても、貧困家庭やひとり親家庭の貧困の状況について問題意識を持っています。どのくらいの割合かということや何世帯あるかという具体的な数字は把握できていませんが、貧困の状況にあって、朝食を食べるものも用意されないという子どもたちがいるという状況はお声をいただいて認識しています。そのような課題は次期食育推進計画で、多様な暮らしに対応する食育推進を掲げており、それにより計画期間の6年間の中で、生活困窮の状況にあっても子どもも元気に育てていきたいという

食育の取組を進めていくこととしています。

(委員)

割合が知りたいわけではないのですが、例えば、子どもたちが学校帰りに一時預かられるところで県が何か支援をしているとか、または給食費の関係など、そういったところできちっとした食生活をして、心身ともに健全な子どもを育成する。子どもというのは未来につながるものですので、その点は具体的にさせていただきたいと思います。

(委員)

消費者団体として思うことは、やはり何度も言うていくしかないということです。周知・啓発のこともそうですが、ずっと言うていくことで、皆さんもちゃんと考えるようになるのかなと思います。インターネットや LINE をされない方もいらっしゃいますので、食の強化月間のようなときに消費者へ直に伝えられるような機会があってもよいと思います。

(事務局)

お話のありました8月の食品衛生月間では特に集中して啓発を行っています。重点取組として SNS 等を用いた情報発信としていますが、必ずしも電子媒体だけではなく、これまでも新聞広告などいろいろな形で啓発を行ってきました。引き続き、様々な媒体を使ってすべての方に届くように気を付けて実施してまいります。

(委員)

前回の審議会において出た、たくさんの意見を盛り込まれていると感じています。要望になりますが、一点目は HACCP について、先ほど委員がおっしゃったように言い続けていかないといけないことだと思っています。衛生管理の推進ということで、コープしがのところでは異物混入が年々減っているというのはありますので、HACCP をもっと推進するというので、ゼロに近づけていきたいと思っています。もう一つは、施策 13 の地産地消の推進について、農産物の作付けの拡大というところがありますが、やはり新規就農の若い方も増えてきているというニュースも聞いていて、そこからさらに6次産業として、その生産物を使って加工品を作るということも推進するという視点で、入れていただけたらよいかなと思います。

(事務局)

一点目の HACCP について、いただいたように短期間で終わる話ではありませんので、継続して事業者の方のお話を伺いながら、それに併せて HACCP の導入支援を行ってきたいと考えています。HACCP に取り組むことによって、異物混入や健康被害の発生防止という実益につながるということも理解していただきながら、取組を推進してまいります。二点目の6次産業化については、いただいたご意見から、計画の記載について検討させていただきます。

(委員)

それぞれの食品に応じて実施されている検査や取組が消費者の食の安全・安心につながっているということを、この審議会に出席して感じています。食材にすごくこだわっておられる方もたくさんおられると思います。私たちは消費者に近い女性団体ですので、どういった安全・安心の取組を経て、消費者の手に届いているかということを伝えていけるように、また、地域の健康推進員の方にも声をかけながら、消費者として知っていただきたいことを伝えられるように頑張っていきたいと思います。地域にたくさんおられる高齢者や未来を担う子どもたちのことを大切に思いながら、地域としてやっていけることから始めていきたいと思っています。

(事務局)

県では消費者へのいろいろな形での啓発や情報発信を引き続き行っていきますので、よろしく申し上げます。

(委員)

SNS の関係で意見ですが、全体の施策を通して情報発信の取組がいろいろ取り入れられていて良いと思いました。県公式 Instagram での投稿に関して、通常の投稿であれば、県がそういった活動をしていると知らない方へのアプローチが難しいと思っています。さきほど挙げられた Instagram、LINE、X、Facebook 以外にも、TikTok や Youtube ショートなどといった短い動画でこういった活動をしているということを伝えていくということも考えられます。TikTok が知らない方にもアプローチしやすいですが、そういったところから知ってもらって他の SNS につなげていくということをされてもよいのかと思いました。

(事務局)

多種類の媒体がある中で、勉強不足なところがありますので、いろいろ教えていただきながらやっていきたいと思っています。

(議長)

それでは、時間もまいりましたので、これをもちまして、全ての議題を終了させていただきます。熱心な御審議をいただきありがとうございました。